

# 平成28年第2回鹿追町議会定例会会議録

## 1 議事日程第 1号

日時 平成28年 6月 7日 (火曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- |      |         |  |
|------|---------|--|
| 日程 1 |         | 会議録署名議員の指名                                   |
| 日程 2 |         | 会期の決定について                                    |
| 日程 3 |         | 諸般の報告  |
| 日程 4 |         | 行政報告   |
| 日程 5 | 議案第 47号 | 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                |
| 日程 6 | 議案第 48号 | 鹿追町立認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程 7 | 議案第 49号 | 鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 8 | 議案第 50号 | 平成28年度鹿追町一般会計補正予算(第2号)について                   |
| 日程 9 | 議案第 51号 | 平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について             |
| 日程10 | 議案第 52号 | 平成28年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について               |
| 日程11 | 議案第 53号 | 平成28年度鹿追町下水道特別会計補正予算(第1号)について                |
| 日程12 | 議案第 54号 | 美蔓貯水池周辺整備工事請負契約について                          |
| 日程13 | 議案第 55号 | 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部変更について                    |
| 日程14 | 議案第 56号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部変更について                |
| 日程15 | 議案第 57号 | 北海道市町村総合事務組合格約の一部変更について                      |
| 日程16 |         | 議員の派遣について                                    |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

1 番	山口 優子議員	2 番	武藤 敦則議員	3 番	畑 久雄議員
4 番	台蔵 征一議員	5 番	加納 茂議員	6 番	上嶋 和志議員
7 番	川染 洋議員	8 番	狩野 正雄議員	9 番	吉田 稔議員
10 番	安藤 幹夫議員	11 番	埴渕 賢治議員		

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	吉田 弘志
農業委員会会長	櫻井 公彦
教育委員会教育長	大井 和行
代表監査委員	野村 英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	松本 新吾
総 務 課 長	喜井 知己
企画財政課長	渡辺 利信
町 民 課 長	島 かおる
農業振興課長	菅原 義正
建設水道課長	津田 祐治
商工観光課長	西科 伸之
兼ジオパーク推進室長	
福 祉 課 長	佐々木 康人
瓜幕支所長	檜山 敏行
病院事務長	菊池 光浩
子育てスマイル課長	浅野 富夫

消 防 署 長 内 海 卓 実  
会 計 管 理 者 松 井 裕 二  
総 務 課 総 務 係 長 武 者 正 人  
企 画 財 政 課 財 政 係 長 佐 藤 裕 之

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学 校 教 育 課 長 大 前 健 也  
社 会 教 育 課 長 浅 野 悦 伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事 務 局 長 櫻 庭 力

9 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 黒 井 敦 志  
書 記 坂 井 克 巳

平成28年 6月 7日(火曜日) 午前10時00分 開議

○議長(埴淵賢治)

ただいまから平成28年第2回鹿追町議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

日程1 会議録署名議員の指名

○議長(埴淵賢治)

日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番、川染洋議員、8番、狩野正雄議員を指名いたします。

---

日程2 会期の決定について

○議長(埴淵賢治)

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日から6月17日までの11日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴淵賢治)

異議なしと認めます。本定例会は、本日から6月17日までの11日間とすることに決定しました。

---

日程3 諸般の報告

○議長(埴淵賢治)

日程3、諸般の報告を行います。議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布のとおりであります。内容をご覧の上、ご了承願います。次に、監査委員から2月分、3月分、4月分の出納検査報告書が提出されました。その写しをお手元に配布してありますのでご参照ください。これで諸般の報告を終わります。

---

日程4 行政報告

○議長(埴淵賢治)

日程4、行政報告を行います。吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

平成28年第2回鹿追町議会定例会が開催されるにあたりまして、行政の諸般についてご報告を申し上げます。5月の19日、平成28年北海道基地協議会役員会並びに総会が旭川市で行われております。当日の内容としては28年度防衛関係予算の説明、29年度

の概算要求等についての内容についてご説明がございました。これらについては予算の厳しい状況の中でありますけれども、調整交付金等については5年に一遍、見直しがされているわけでありますけれども、来年度については調整の時期に来ているということで若干の増額が見込まれるというふうにお話をいただいています。なお来年度の基地協議会の開催町村として鹿追町に決定をされておりますのでよろしくお願いを申し上げます。5月20日、十勝町村会の総会が実施をされております。この席に北海道副知事の荒川氏が来ておりますけれども、本年4月1日より副知事が地域担当制ということで3人が道内の各振興局を分担をして担当をするわけでありますが、十勝につきましては筆頭の荒川氏が担当ということで、早速、総会にお招きをしたわけであります。若干の時間をとっていただいて懸案、十勝の懸案事項についての懇談をし、その後、交流会をしたわけでありますけれども私の方からも発言をしております、内容等については今の医療の環境の整備ということで、とりわけ看護科の関係についての今の状況等についてお話をさせていただいたところであります。鹿追町での総決起大会の様子、あるいはこれまで道内の各機関についての要請活動、町村会としての取り組み、全道町村会としての取り組み等についてもお話をさせていただきました。そして昨日、十勝活性化期成会の総会があったわけでありますけれども、これについては各町村長、それから経済団体、行政関係の多数が出席をしていたわけでありますけれども、この28年の運動の最重点の中に5項目の中に本町の看護科ということについても入れていただいておりますので、一層の運動の展開をしていきたいとこのように思っているところであります。5月の23日、ジオパークによる地域活性化推進議員連盟の総会が第二、第一議員会館で実施をされています。私と担当で出席をしてきたわけでありますけれども、この代表については地方創生大臣の石破氏が代表ということでありまして、当日は会場では米田理事長、糸魚川市の糸魚川市の市長でありますけれども、懇談をさせていただいたところであります。世界ジオパーク等についてはユネスコの正式事業ということで認定をされている、されたわけでありますけれども、このことによって世界遺産に並ぶものとして、今後、認定にあたってはユネスコがあたるということでありまして、そういう意味では非常に高いレベルにステップアップをしたというふうに考えておりまして、今後はなかなか、このジオパークの認定というのは厳しくなるだろう、その条件が高くなるということが予想されております。まあしかし、そのことによって国内でのこのジオパークに対する認識等についても高まることは事実でありますし、国としてもできるだけ予算的な支援をしていきたいということでありました。しかし現実として

はまだまだ低い予算しかついていないということでありまして、この日の議員連盟の発言の中でも一層、地方のジオパークに対する支援、そしてこれらにおけるレベルアップを図る必要があるというお話がでておりまして、非常に私どもも今後の推進の上に大きな力になるだろうというふうに期待をしているところであります。5月25日、ふるさと納税の出店者会議等々がございまして、これについては今後、鹿追の見返りの物品として参加をするための尺度等についてお話をさせていただいたわけでありまして、これについては、やはり鹿追から出て行く物品については、それなりの信頼性の高い安心安全な物ということをしつかりと認識をした上での参加をいって歩くと、それからそれを業として行なっているということが条件ということでありまして、誰でもがいつでもこれに入ってくるということにはならないという認識で一致をしたところであります。また、あのこれまで送料等についてはすべて半額の町に残る方の分野でみてきたわけでありまして、これについてはやはり業者の方々にも、それなりの負担をいただくということでこれも了解をいただいたところでありまして、これによって生れてくる財源については今後はさらにこの内容を全国に広めるためのPR等々に使おうということ考えているところでございます。5月25日、ドナ・コーワン元ストニブレイン町長がおいでになっておりまして、夕食会を実施をしたところでありますけれども、2回目の新しい制度による招聘ということになったわけでありまして、今日、今、保育所等に行ったり、あるいは英会話教室に出るなど活発に活動をしていただいているところであります。5月29日、陸上自衛隊鹿追駐屯地創立59周年行事が行われたところでありますけれども、当日は二百数十名の方が参加をされて大変盛大に開催をされたわけでありまして、参加をした皆様方におかれましてはご案内のとおりでありまして、非常に隊員数が少なく見えたということではありますが、これは司令さんのお話によりますと少なくとも力強い体制を組んだということでありまして、縦列ではなくて横列で並んで戦車の前です、皆さん方に鹿追の戦車隊の勇姿を見ていただいたということでありました。5月の30日、鹿追農畜産物需要拡大協議会が実施をされていまして28年度の予算事業等の協議がされたわけでありまして、今後さらに町内で生産をされる物産の消費を一層、拡大をしていこうということでありまして、特に今年は食育まつりということで牛肉、豚肉の生産地消費ということも事業の中に含まれていたのが特徴かなというふうに考えているところであります。6月の1日、北海道町村会の中央行動が実施をされておりますけれども、これについては毎年1回、移動定例会ということで東京に出向いての役員会等を実施をしているわけでありまして

けれども、私もその一員ということで参加をしてきましたけれども、私は農林水産部会です。ありますので農水等を中心にして本年度の予算の執行、そして来年の予算に対する国の各種事業の充実等について要請をさせていただいたところであります。また昨日、6月6日、十勝地域づくり連携会議、これは振興局と開発局、そして町村、あるいは経済団体等々が集まったの連携会議ということでありますけれども、これについては道、あるいは国の28年度の予算、そして29年度に対する考え方がそれぞれ述べられたわけでありますけれども、その中に先ほど申し上げた看護科の問題についても教育、福祉の部門で鹿追高校に対する看護科の併設ということを明記していただいておりますので、お知らせをしておきたいというふうに思っています。以上、報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで行政報告を終わります。

---

日程5 議案第47号 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（埴淵賢治）

日程5、議案第47号、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第47号は、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行され、さらに、平成28年度における国民健康保険加入者の所得、医療費等の見込額が確定しましたので、これらを勘案しまして、国民健康保険運営協議会に諮問し、過日答申を得ましたので、課税限度額等について所要の改正をいたすべく提案申し上げるものであります。内容についてご説明いたします。鹿追町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するといたしまして、第2条第2項ただし書きは、国民健康保険税の基礎課税額となります所得割額及び均等割額並びに平均割額の限度額を定めており「52万円」を「54万円」に、同条3項ただし書きは、後期高齢者支援金等課税額の限度額を定めており「17万円」を「19万円」にそれぞれ改めるものであります。第23条は国民健康保険税の減免の規定であり、第1項は限度額の改正に伴う条文の整理となるものであります。同項第2号は5割軽減の規定で、算定の基礎となります被保険者の数に乗すべき金額を「26

万円」から「26万5千円」に、同項第3号は2割軽減の規定で、算定の基礎となる被保険者の数に乗すべき金額を「47万円」から「48万円」にそれぞれ改めるものであります。次に、附則につきましては、第1条は施行期日の規定であり公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するもので、第2条は適用区分の規定であり、この規定は平成28年度以後の年度分について適用し、27年度分までについては従前の例によるものでもあります。以上、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。議案第47号、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程6 議案第48号 鹿追町立認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程6、議案第48号、鹿追町立認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第48号は鹿追町立認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。子ども・子育て支援法施行令の一部改正を行う政令が去る3月に公布され、子ども・子育て支援施策の拡充によりまして、多子世帯及びひとり



親世帯等の幼児教育の保育料負担の軽減措置が図られ、4月1日から施行されましたことから、関係します条例の一部を改正するものであります。改正内容についてご説明いたします。第1条は鹿追町立認定こども園条例の一部を次のように改正するといたしまして第7条は費用の納付の規定であり第2項を次のように改めるといたしまして、第2子の保育料については、前項に規定する保育料に2分の1を乗じて得た額とし、第7条第4項の「第2項」の次に「及び第3項」を加え、第3項、第4項をそれぞれ第4項、第5項としまして、新たに第3項としまして、ひとり親等の世帯（市町村民非課税世帯を除く。）の保育料については第1子は第1項に規定する保育料に2分の1を乗じて得た額とし、第2子の保育料は無料とするを加えるものであります。次に第2条は鹿追町立地域保育所条例の一部を次のように改正するといたしまして、第6条は費用の納付の規定であり、第2項を次のように改めるといたしまして、第2子の保育料については前項に規定する保育料に2分の1を乗じて得た額とするとし、第6条第3項を第4項としまして、改に第3項としましてひとり親等の世帯（市町村民税非課税世帯を除く。）の保育料について、第1子は第1項に規定する保育料に2分の1を乗じて得た額とし、第2子の保育料は無料とするを加えるものであります。次に附則は施行期日の規定であり、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成28年4月1日から適用するものとしてあります。以上、鹿追町立認定こども園条例等の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。議案第48号、鹿追町立認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程7 議案第49号 鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程7、議案第49号、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第49号は、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。建築基準法施行令の一部が改正され特別避難階段にかかる規制の合理化によりまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が去る2月に公布され6月1日から施行されますことから関係します条例の一部を改正するものであります。改正内容についてご説明します。鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第28条は小規模保育事業A型の設備の基準の規定であり第7号イの表中「4階以上の階の避難用設備で外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」にそれぞれ改めるものであります。第43条は保育所型事業所内保育事業所の設備の基準の規定であり、第28条の改正と同じく同じ内容の改正でありまして、第8号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」にそれぞれ改めるものであります。次に附則は施行期日の規定であり、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成28年6月1日から適用とするものであります。以上、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第49号を採決します。  
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。議案第49号、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程8 議案第50号 平成28年度鹿追町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（埴淵賢治）

日程8、議案第50号、平成28年度鹿追町一般会計補正予算第2号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第50号は、平成28年度一般会計補正予算第2号となるものです。平成28年度一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによるものといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ5億3,867万8千円を追加しまして、総額を85億1,409万円とするものであります。補正予算の内容につきまして、歳出15ページよりご説明申し上げます。款項目、議会費の賃金で154万円の追加、総務費、総務管理費、一般管理費の委託料でふるさと納税のタウンセールス業務委託で500万円の追加、企画振興費でJETプログラムによります国際交流員ほかで賃金577万8千円、旅費で31万円、使用料で51万9千円、負担金で34万3千円のそれぞれ追加、ライディングパーク費の工事請負費で瓜幕駅舎に設置します公衆トイレの給排水工事で150万円の追加、ジオパーク事業費の賃金で298万2千円の減額、選挙費、参議院選挙費の報

酬で8万2千円、旅費で1万6千円、需用費、食糧費で1万1千円のそれぞれ追加、統計調査費、統計費の報酬で4千円、需用費消耗品費で1万8千円のそれぞれ追加、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の繰出金で国保会計繰出金で1,498万3千円の減額、心身障がい者特別対策費の旅費で1万3千円の追加、老人福祉施設費の需用費、修繕料で91万円の追加、在宅福祉費の需用費、消耗品費で3千円、負担金で1万9千円のそれぞれ追加、衛生費、保健衛生費、保健指導費の扶助費で妊産婦安心出産支援事業で79万3千円の追加、トリムセンター費の役務費で5万6千円の追加、清掃費、清掃総務費の賃金で179万2千円の減額、農林費、農業費、農業委員会費の賃金で157万2千円の追加、農業振興費の負担金で強い農業づくり事業補助金1,604万5千円、産地パワーアップ事業補助金4,950万円の合計2,099万5千円の追加、畜産業費の役務費で7万4千円、委託料で畜大との共同研究委託で30万円、備品購入費で町営牧場用機械に97万7千円、負担金で畜産・酪農収益力強化整備特別対策事業補助金4億9,645万6千円のそれぞれ追加、農業用水事業費の繰出金で簡水会計150万円、下水会計365万4千円の合計515万4千円の追加、款項、商工費、商工業振興費の委託料で消防用設備保守委託で1万1千円の追加、観光費の負担金で白蛇姫舞保存会活動助成で12万7千円の追加、陶芸センター費の賃金で213万2千円の減額、土木費、道路橋りょう費、道路新設改良費の賃金で157万5千円、旅費で4万2千円、委託料で橋梁点検委託で145万2千円のそれぞれ追加、都市計画費、公園緑地費の旅費で2万6千円の追加、住宅費、住宅管理費の需用費、修繕料で年輪の村団地修繕で400万円の追加、教育費、教育総務費、共同調理場費の需用費、修繕料で93万円の追加、自然体験留学事業費の賃金で215万6千円の減額、社会教育費、社会教育総務費の需用費、消耗品で3万4千円、備品購入費で22万8千円のそれぞれ追加、社会教育施設費の需用費、修繕料で町民ホール冷房用モーター修理ほかで148万円、備品購入費で公民館分館の暖房機購入で63万円のそれぞれ追加、図書館費で開館30周年記念事業で報償費6万円、旅費で3万3千円のそれぞれ追加、神田日勝記念美術館費の賃金で12万5千円の追加、保健体育費、体育振興費の負担金で体育連盟活動補助で1万円の追加、諸支出金、基金費、基金費の積立金で環境保全センター基金に751万7千円、ふるさと納税寄附金基金に100万円、地域福祉基金に100万円の合計951万7千円の追加です。次に歳入12ページからご説明いたします。

款項目、地方交付税の地方交付税で1,440万2千円の追加、分担金負担金、負担金、民生費負担金の児童福祉費負担金でこども園保育料200万7千円の減額、使用料及び手

数料、使用料、民生使用料の児童福祉使用料で地域保育所使用料55万5千円の減額、国庫支出金、国庫補助金、土木費、国庫補助金の住宅費補助金で公営住宅長寿命化修繕補助金196万円の追加、道支出金、道補助金、衛生費道補助金の保健衛生費補助金で妊産婦安心出産支援補助金39万6千円の追加、農林費、道補助金の農業費補助金で強い農業づくり補助金1,604万5千円、産地パワーアップ補助金495万円、畜産・酪農収益力強化整備事業補助金4億9,645万6千円の合計5億1,745万1千円の追加、委託金、総務費委託金の調整、統計調査費委託金で経済センサス分で2万2千円の追加、款項、寄附金、一般寄附金の一般寄附金で帯広市在住の土井清夫様からふるさと納税として100万円の追加、民生費寄附金の社会福祉費寄附金で町内、東町の鳴海ゆき様から地域福祉のために100万円のご寄附をいただき、99万9千円の追加、教育費寄附金の保健体育費寄附金で匿名の方から弓道振興のため1万円の追加、繰入金、基金繰入金、鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金の鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金で100万円の減額、諸収入、雑入、雑入の雑入でふるさと納税郵便料一部負担分で600万円の追加であります。以上、一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。ありませんか。9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

ええと、まあ2点についてお伺いをしておきたいなと思います。まずあの1点目は16ページですね、参議院選挙のことなんですけれどもね、まああの今回から、まあ7月の10日に投票日と開票日ってことであるんですけれど、今回から18歳に年齢が引き下がったということで、それら等々に対するね、町としての基本的な取り組み状況、また今後取り組んでいく内容的なものについてね、どのように考えておられるのか、まずこれが第1点、それとですね、まあ先ほど町長からもふるさと納税に関するまたあの出店者会議等々の説明があったわけですけど、そのふるさと、まあ地産という意味においてはね、まあ鹿追で生産される等々の物、これについての定義といいますかね、一定、最低限度ここをクリアしていかなきゃならないという定義があればですね、まあいろんな解釈等々もあろうかと思いますが、まず鹿追産品であるというその定義についてご説明をいただきたい。

○議長（埴淵賢治）

答弁、喜井総務課長。

○総務課長（喜井知己）

はい、お答えをいたします。まずあの1点目のあの公職選挙法の改正に伴うあの年齢の引き下げ、18歳の選挙ということでございます。このことにつきましては、6月22日公示、7月10日投票のあの参議院選挙から適用をされることとなります。このことについてはあの特にあの、地元の高校さんの方と特にいろいろ昨年来、あの協議というか相談を進めているところでございまして、過日あの、新年度にも入ったということで、実はあの学校教育課長と私と2人であの、その取り組み状況について確認をさせていただいたところでありまして、昨年あの、総務省と文科省が連携をして教材用の副読本、副読本等が出てございますので、まあそれに基づいて高校の方では4月からあの政治経済の時間の中において授業の中で、すでに12時間の授業ということで進めているということで確認をさせていただいております。まああの出前講座等の関係についてはなかなかあの学校の方も日程が取れなくてですね、実施はされていないんですけども、まあ選挙前はちょっと無理かと思っておりますけども、今後においてはあの地元の選管としても協力をして、その辺のあの生徒さんの教育ということについては協力をしていきたいというふうに思っております。またあの選挙の啓発については、当然あの一般の有権者の皆さんもそうですけども、特に学校に対してというか、若い人に対しての啓発には以前よりもですね、力を入れてその辺は取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。それから、あの2点目のふるさと納税の関係の、あの鹿追産の定義でございますけれども、実は出店者に係るふるさと納税の、に係る出店者の要綱を実は定めておりまして、その中にですね、あの感謝特典としてお送りする感謝特典についてはあの規定が一応、記載をしております。それについては内容が、今、ちょっとその要綱がちょっとすぐ出てこないんですけども、中身としてはですね、あのまず地元の産品であるか、あるいは地元で加工等をしていると、えっとそういう確か書きっぷりであったというふうに記憶をしております。はい、そうですね。ええと一応、そういった定義で定めておりますので、まああの現在、感謝特典として出されているもの、それからそれについては、まああの従来どおりですけど、今後新たに感謝特典として出したいという場合は、あの申請をいただいて、一応あの町内で組織する選考委員会でその辺のチェックをさせていただいて、まあ新たな特典に追加するという手続きで6月1日以降はいくということで、これは出店者の皆さんにもお知らせをして了解をいただいているところでございますのでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（埴淵賢治）

9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

1点目の選挙権の範疇なんですけどもね、まあこれあの学生だけではない状況っていうのも満たされているんですけど、まあ就学されている人、また、さらに進学されている人等々含めているわけですけど、これまずあの鹿追町内にその18歳以上、20歳になるまでの分でどのくらいが該当しているのか、全国では240万とも言われておりますけれども、これ等々、鹿追はどのような数字、状況値があって、それと学生、生徒については学校とのタイアップでその啓蒙、12時間という話でしたけど、一般的に就労されている方含め大勢まだいるわけですけども、それあたりがどういう数字の振り分けになっているのかね、それを説明いただきたいなというふうに思います。

○議長（埴淵賢治）

喜井総務課長。

○総務課長（喜井知己）

はい、お答えをします。ええとまあ選挙についてはあの吉田議員さんご存知のとおり、あの今あの3、6、9、12の定時登録というのが年4回ございまして、直近ではあのこの6月に定時登録を終えて、その有権者数は男女合わせて4,461人という数字になってございます。それで今回のあの参議院の選挙については6月の22日の公示ということで閣議決定をされましたので、その前日が基準日になって、新たに選挙時の登録がされてこの登録の時からあの18歳の引き下げの登録が新たになされるということでございます。それで、あのまだあの仮の数字ではございますけれども、今回年齢を引き下げたことによって新たに登録される方というのは19歳未満、まあ18歳、19歳ということになるかと思っておりますけれども、約90人見込んでおります。それでちょっとわかりやすく学年に区切っていきますとですね、まああの今回登録される方は7月の10日の投票日ですから、生まれでいうと平成8年の7月11日生まれまでの方が参議院の選挙の選挙権を有する者ということになります。それでちょっと繰り返しですけども、学年でいきますとまあ、現在高校生の方でいえば鹿追では12人が該当いたします。それからええと高校を卒業された方ということで18歳ですけども、高校を卒業したばかりの方っていうと35人、それで高校を卒業して2年目、今年20歳になる方は43人ということでトータル90の方が今回の引き下げによって登録をされるという見込みをしております。それから今回

あの併せて公選法の改正で、ええまあ今回年齢で引き下げで該当するんだけども住所を移転してしまって登録されない見込みの方、これについてはあの特例で旧住所地で登録をなさうということになってございます。その該当の方も鹿追では10人程度いるというふうに見込んでございます。ですからトータル、この公選法の改正によって今回100名程度の方の登録があるのではないのかというふうに見込んでいますところでもあります。

○議長（埴淵賢治）

9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

まあそういった流れの中でね、まあ人数等々も掌握されているんでありますんでね、やはりあのまあ初めてといいますか初回なのでね、それに留意しながらですね、より良い選挙を、民主主義の根幹である選挙に対してですね、それらの啓蒙等々含めてですね、まあ次回に繋がるような枠組みで運動を展開していただきたいなど。それと先ほどありました特産、まあ要するに鹿追産品等々含めてね、要綱があるということでもまあこれ最低でも地元産品であるということと併せて地元での加工がなされていると、ただこれ実際的には、まあいろんな曖昧の分もないではない、批判も受ける部分、またそのなんていいますか規定の分において説明がつかない分等々も縷々あるのかなあというふうにするわけだけ、それを等々含めてですね、まあこれ議長にもお願いしたいと思うんですけど、この要綱なるものを議会の方に配布いただきたいなど、まあこれ委員会でもいいんですけども、それ等々含めてですね、まああの私どももまあそういった説明等々の責任を持つ範疇で行いたいと思いますんで、それ等々含めて要綱の部分を資料として議会の方に提出をいただきたいというふうにすると思いますんで、議長が諮らっていただきたい。

○議長（埴淵賢治）

吉田議員、あの要綱、ただいま吉田議員から資料の提供、その要求がありましたので、吉田議員より請求がありました資料につきましては提供の必要性を認めるので執行者において資料の準備、提供ができるかどうかお願いいたしますが、いかがなものでしょうか。よろしいですか。喜井総務課長。

○総務課長（喜井知己）

はい、ええとこの要綱についてはあの6月1日施行で一部見直しをしております。それらも含めてあの提供することは可能でございますので、後ほど、今、時間いただければすぐ用意。



○議長（埴淵賢治）

はい、吉田議員。

○9番（吉田稔）

うん、今資料は提供できるってことでありますんで、あの会期中に、まあ本会議でなくともね、まあ全協、また委員会等々でそのことがクリアされれば、これあの専ら町長が行う執行権の範疇なんでね、要綱についてはね、我々がとやかくいうもんでないんだけど、特別的にやっぱそういった町民に対して疑義をもたれる関係もあるんでね、我々も説明を果たすためには必要であるということの認識をいただいて配布できるということなんで、それは全協含めて、あの我々にまあ議長に対して提出をいただければ、我々の手に届くということになるかと思っておりますんで、これあのここでなくともよろしいです。

○議長（埴淵賢治）

喜井総務課長。

○総務課長（喜井知己）

はい、ええとそういうことでありますので会期中の中で、全員協議会とちょっと日程を調整をさせていただいて、あの資料はすぐ用意できますのでそういう形で取り組んでいきたいと思っております。それからあの選挙の関係、ええと通常もあの一般の方の啓発等もしっかりやらせていただいていると思っておりますけれども、今回特に若者に対する啓発というのは力を入れて対応していきたいというふうに思います。

○議長（埴淵賢治）

ほか、ありませんか。4番、台蔵誠一議員。

○4番（台蔵征一）

あの、22ページになりますけども学童保育用の備品を購入されたわけでありましてけども、新たなあの場所、町民ホールで学習を含めた学童保育っていうのが進められているわけでございますけども、まああの大きく環境が変わってきているというふうに考えられますんで、その今、進められている内容をご説明いただきたい。

○議長（埴淵賢治）

浅野教育課長。社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

はい、現在ですけども6月の1日から町民ホールに移行して学童保育の方やっております。であの今あの場所が変わったということもございますので、子どもたちの方にはまず

あの町民ホールでの学童保育ということで、その環境に慣れてもらうということを今、重点的にやっております、1週間から10日間かけて子どもたちに町民ホールでの学童保育に慣れてもらうということをまず考えております。で、あの中身につきましては現在あの学校でのお勉強の宿題ですとか、そういうものを主に学習支援の部分についてはやっております。で、まあ、あのずっとまあ宿題、予習、復習などでは子どもたちも疲れますので、その学習をしながら、あと町民ホールの大きなホールでみんなであの運動系の方をやっているという形でございます。

○議長（埴淵賢治）

4番、台蔵誠一議員。

○4番（台蔵征一）

ええ、まあこれからということで、子どもたちにとっては環境変わったんであのちょっとしばらくは大変だと思うんですけども、あとはあの以前から私もちょっとお聞きしていた中で利用料が今回3千円に下がって、利用しやすくなつたんですけども、おやつを出していただける、まああの自己負担、食べる分の自己負担という形になってますけども、そのおやつが3時半、4時くらいに子どもたちにあたることによって、夕食が子どもがなかなか逆にあまり食べなくなるというふうな事例もあって、ちょっと学童に入れられないんですよというような話も聞いたことがあるんですけども、まああの全体の中でご理解いただいて学童保育に入れておられると思いますんで、まあそこら辺お母さん方と協議されてぜひ進めていただきたいと。あとその新たに町民ホールで今始まったわけですけども、なにか今後、学習をというか研修といったらいいのか、含めたお考えが具体的なのがあったらお示しいただきたいんですけど。

○議長（埴淵賢治）

浅野社会教育課長。

○社会教育課長（浅野悦伸）

まずあのおやつの方でございますが、私も昔の話を聞いた中では、実際子どもたちがお腹をちょうど3時くらいになるとお腹がすく時間帯ということで、まあなんかおやつをということを出してるというのを状況を聞いておりますが、まあ実際、夕食をですね、食べられない子どもさんがいるというお話ですんで、その辺あのお母さん方とお話をしながらですね、今後検討してまいりたいというふうに思います。それからあの今後の事業の展開なんですけれども、まあ、あくまでも学習支援ということが柱の一つになってございます。

で、まあ学校での宿題、予習、復習を含めて、ええその後、各学習活動の一環として体力づくりとかですね、あと社会教育事業の中で、今、計画されているのはあの美術館に行つて子どもたちの美術館の子どものためのその美術館教育を、今、学習支援のコーディネーターが計画しているというような状況でございます。まああのその他、現在あの実際に白寿大学の高齢者学級の高齢者の皆さんにもですね、実際ボランティアでのすでに中に入つて子どもたちとの交流なんかもやってもらってますので、まああのこれからいろんな形で展開をしていくかなというふうに思いますけれども、今の現状としてはこのような現状でございます。

○4番（台蔵征一）

はい、終わります。

○議長（埴淵賢治）

ほか、ありませんか。6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

ええと、2点、15ページの鹿追町タウンセールス業務と、16ページ、瓜幕駅舎記念広場公衆トイレ建設工事についてお伺いをいたします。まず鹿追町タウンセールスということで、出店者が配送料の一部として負担をいただいて、鹿追町を全国的にふるさと納税の関係で売り込んでいくという事業ということで、大変意義ある事業と思っております。そこでまず、まあ500万という限られた予算の中で、全国へ、その運動を展開していくのか、あるいは最も納税の多い関東圏、そこに集中して絞るのか、それと全員協議会の中で、いろんなプランが出ておりましたけれども、まあその中でもお話あったとおり、やはり、まあクレジット決済がほとんどっていう、占めている中で、やはりインターネットの宣伝についても十分検討して有効だということで、中心にお願いをするっていうことでございます。それとふるさと納税、大きく騒がれておりますけれども、この間ちょっと見たんですけど、26年度の実績で国民の納税者の内、ふるさと納税を行なっているのは、たったの0.3パーセントって数字もでございます。ふるさと納税の収支はもちろん総務省なり自治体がするものかと思いますが、まだまだ伸びる余地があるかと思いますが、鹿追、27年度で2億ということでございますけど、まだまだ伸ばしていただかなきゃならない事業だと思います。あの所謂ふるさとチョイスですか、そのページ見たところ新しい試みとして、鹿追でその今、鹿追で行なっているグレートフィッシングの、その入漁権かな、それなどもサイトに出しているということで、そういう新しい取り組み、季節的であれば

アスパラなどの取り組み、そういうことについても、どんどん取り組んでいただきたいなと思います。それでふるさと納税の関係について、どこへ、どのような焦点を絞って広告を行なっていくか、それをお聞かせいただきたいと思います。それと16ページ、瓜幕駅舎記念公園のトイレ、今年度当初でトイレを設置するということでした。それで、ここで150万の補正追加を行うことの経緯についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（埴淵賢治）

喜井総務課長。

○総務課長（喜井知己）

はい、1点目のあの、タウンセールス事業についてお答えをいたします。あのこの事業については当然あの限られた500万という予算でございますので、全員協議会でもお話をさせていただきましたけれども、やはりあのふるさと納税、本町のふるさと納税の約半分は関東圏ということでございますので、今回についてはあの、特に関東圏に絞って、特にあのテレビ、それから新聞、それから新幹線、交通広告等になりますとやはりあの一定程度、区域が当然限られてしまうということですので、それらについては関東圏を中心にということで行なっていきたいというふうに思います。それからあのインターネットの関係、先ほど、議員さんのご質問にもありましたあのサイトの関係、ふるさと納税をしようとする必ずあそこが一番行くところでもありますけれども、なかなかあのあそこについてはあの料金が正直あの結構かさむということもございます。ただあのそれも含めてこの相対の500万の予算の中で効果的なことということで実施をしていきたいというふうに思っております。あのアスパラ等の関係についても、出店者の方から出したいということで書類も出てきておりますので、先ほどのグレートフィッシングも少しあの申し込みもいただいているところでございますので、今後あの効果的っていうかあの目に付く新たなものということで出店者の皆さんもいろいろ検討していただいているというふうに思っておりますので、広告の関係については予算議決をいただきましたら、なるべく早く取り組んで先ほど言ったような考えで取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（埴淵賢治）

檜山瓜幕支所長。

○瓜幕支所長（檜山敏行）

はい、瓜幕駅舎の公衆トイレのですね、150万円の追加ということなんですけども、

当初あの経済性も考慮しまして給排水施設の近くに予定をしたんですけども、今、利用している子どもたちの利用の形態、あと駐車場等のアクセスの関係でですね、60メートルほど場所をずらしました。それによって上水道下水道の工事費が増になりまして、それに伴う増でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（埴淵賢治）

6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

ふるさと納税、タウンセールス事業の関係については、よろしくお願ひをしたいと思います。それで瓜幕のトイレの関係ですけど、それでは当初設置する予定の所には水道設備も排水設備もある場所に設置の予定で、その工事費は当初には見込んでいないということで、という理解でいいのかな。

○議長（埴淵賢治）

檜山瓜幕支所長。

○瓜幕支所長（檜山敏行）

水道施設、上下水道施設についてはですね、当初からあのその場所にはございませんでした。近くの水道下水道のですね、パイプの方から引っ張る予定でありましたけれども、先ほど申しましたとおり使い勝手の関係でですね、60メートルほどずらしたってことでその分で増になったということです。

○議長（埴淵賢治）

6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

それでは3回目になるかと思えますけど、あの十分にそのトイレ、利便性なりそれをどういう状況で設置する時にこの場所と決めたのか、どういう状況で決めたのか、地域の利用者の使い勝手なり、そこら辺の調査を十分して当初予算に上げたかどうかをお聞きして質問を終わります。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

あのただいまの関係ですけども、設置を場所を決める時にね、十分あの現場の状況を把握をしてやればこういうことはなかったというふうに思うんですけども、水の便の良い

所ということで道路の縁にですね、造るという話で駐車場から見れば芝生の上をずっとてくてく歩いてですね、そこまで行くというね、そういう場所であったんで、私も現場見てね、これはだめだという話であの皆さん方もご承知かと思うんですけども記念碑ありますね、あの駐車場のあの角の辺に造るということで、駐車場からもすぐ入れる場所に変更するということで今回の変更での予算補正ということでありますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。議案第50号、平成28年度鹿追町一般会計補正予算第2号については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時20分といたします。

休憩 11時08分

再開 11時20分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き委員会を、議会を再開します。

---

日程 9 議案第51号 平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号) について

○議長（埴淵賢治）

日程9、議案第51号、平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第51号は、平成28年度国民健康保険特別会計補正予算第1号となるものです。平成28年度国民健康保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによるものといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ1,115万4千円を減額しまして、総額を9億4,391万2千円とするものであります。補正予算の内容につきましては、歳出33ページよりご説明いたします。保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費は財源内訳の補正あります。高額療養費、退職被保険者等高額療養費の負担金で70万円の追加、款項目、後期高齢者支援金の負担金で781万2千円の減額、後期高齢者事務費拠出金の負担金で3千円の減額、款項目、前期高齢者納付金の負担金で3千円の減額、前期高齢者事務費拠出金の負担金で3千円の減額、款項、老人保健拠出金、老人保健事務費拠出金の負担金で4千円の減額、款項目、介護納付金の負担金で402万9千円の減額であります。次に歳入30ページからご説明いたします。款項、国民健康保険税、一般費被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で1,098万3千円の追加、後期高齢者支援金分現年課税分で536万9千円の追加、介護納付金分現年課税分で143万2千円の追加、退職被保険者等国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で104万6千円の減額、後期高齢者支援金分現年課税分で41万4千円の減額、介護納付金分現年課税分で25万7千円の減額、国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金の現年度分で1,179万9千円の減額、款項目、療養給付費交付金の現年度分で174万6千円の追加、款項目、前期高齢者交付金の前期高齢者交付金で218万5千円の減額、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金で1,498万3千円の減額であります。以上、国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第51号を採決します。  
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。議案第51号、平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算第1号については原案のとおり可決されました。

---

日程10 議案第52号 平成28年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

○議長（埴淵賢治）

日程10、議案第52号、平成28年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算第1号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第52号は、平成28年度簡易水道特別会計補正予算第1号となるものです。平成28年度簡易水道特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ150万円追加いたしまして、総額を1億2,998万5千円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出42ページよりご説明いたします。事業費、水道施設費、施設管理費の需用費、修繕料で排水地及び水系修理のため150万円の追加であります。次に歳入前ページとなります。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で150万円の追加であります。以上、簡易水道特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第52号を採決します。



この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。議案第52号、平成28年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算第1号については原案のとおり可決されました。

---

日程11 議案第53号 平成28年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第1号）について

○議長（埴淵賢治）

日程11、議案第53号、平成28年度鹿追町下水道特別会計補正予算第1号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第53号は、平成28年度下水道特別会計補正予算第1号となるものです。平成28年度下水道特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ365万4千円を追加しまして、総額を3億3,857万2千円とするものであります。補正予算の内容につきまして、歳出49ページよりご説明申し上げます。管理費、施設管理費、農業集落排水施設管理費で鹿追町浄化センター監視装置改修といたしまして需用費、修繕料で210万円、役務費で7万5千円、使用料で57万9千円のそれぞれ追加、工事請負費で、公共樹新設で90万円の追加となります。次に歳入、前ページからご説明いたします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で365万4千円の追加であります。以上、下水道特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第53号を採決します。  
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。議案第53号、平成28年度鹿追町下水道特別会計補正予算第1号については原案のとおり可決されました。

---

日程12 議案第54号 美蔓貯水池周辺整備工事請負契約について

○議長（埴淵賢治）

日程12、議案第54号、美蔓貯水池周辺整備工事請負契約についてを議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第54号は、美蔓貯水池周辺整備工事請負契約についてであります。下記の通り契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、契約の目的は美蔓貯水池周辺整備工事であります。契約の方法は指名競争入札でありまして、指名業者は北日本・健勝経常建設共同企業体、株式会社三井組、株式会社タカノ、株式会社ネクサス、川田工業株式会社、以上5社を指名いたしまして、去る6月2日に入札いたしました結果、入札金額を6,652万8千円といたします北日本・健勝経常建設共同企業体、代表者、鹿追町元町2丁目22番地、北日本建設工業株式会社、代表取締役、常世彰氏が最低入札者となりましたので、現在、仮契約を締結中であります。なお、落札率につきましては97.5パーセントであります。以上、美蔓貯水池周辺整備工事請負契約についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第54号を採決します。  
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。議案第54号、美蔓貯水池周辺整備工事請負契約については原案のとおり可決されました。

---

日程13 議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更について

日程14 議案第56号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更について

日程15 議案第57号 北海道市町村総合事務組合理約の一部変更について

○議長（埴淵賢治）

日程13、議案第55号、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更について、日程14、議案第56号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更について、日程15、議案第57号、北海道市町村総合事務組合理約の一部変更について、以上3件については議事進行上、一括して提案説明と質疑討論を行い、議件ごと採択を行いたいと、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

以上の3議案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第55号、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更について、議案第56号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更について、議案第57号、北海道市町村総合事務組合理約の一部変更について関連がありますので一括して説明させていただきます。提案理由を申し上げます。北空知学校給食組合が平成27年11月30日を持って解散しましたことに伴いまして規約の一部変更と併せて文言の整理等を行うものであります。始めに議案55号、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更について、変更内容をご説明いたします。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職

員退職手当組合理約を次のとおり変更するをいたしまして、第1条は規約の目的の規定であり「健全化を」を「健全化に」に、第3条は組合を組織する地方公共団体の規定であり「地方公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に、第5条は組合の議会の議員の定数及び選挙の方法の規定であり、表中の「市にあっては、通じて1人町村にあっては北海道総合振興局及び振興局の管内」を「市にあっては通じて1人、町村にあっては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例別表第1の所管区域に定める地域」にそれぞれ改めるものであります。別表は組合を組織する地方公共団体の規定であり、組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合をいたしまして、空知の項中「、北空知学校給食組合」を削り、市町村と一部事務組合及び広域連合に区分したものであります。附則につきましては施行日の規定であり、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する、とするものであります。次に議案第56号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更について変更内容をご説明いたします。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する、をいたしまして別表第1は第3条に定めます組織の規定であり「北空知学校給食組合」を削るものであります。附則につきましては施行日の規定であり、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。次に議案第57号、北海道市町村総合事務組合理約の一部変更について変更内容をご説明いたします。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のように変更するをいたしまして、別表第1は第2条に定めます組合を組織する地方公共団体の規定であり、空知総合振興局(34)の項中「(34)」を「(33)」に改め「、北空知学校給食組合」を削り、別表第2は第3条に定めます共同処理する団体の規定であり9の地方公務員災害補償に基づく事務について「、北空知学校給食組合」を削るものであります。附則につきましては施行日の規定であり地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。以上、議案第55号から議案第57号まで一括でご説明させていただきました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第55号を採決します。  
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。議案第55号、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更については原案のとおり可決されました。

これより議案第56号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。議案第56号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部変更については原案のとおり可決されました。

これより議案第57号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。第57号 北海道市町村総合事務組合理約の一部変更については原案のとおり可決されました。

---

日程16 議員の派遣について

○議長（埴淵賢治）

日程16、議員の派遣についてを議題とします。北海道町村議会議長会主催議員研修会への参加のため、会議規則第127条により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。

お諮りします。ただいま申し上げました議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。議員の派遣については原案のとおり決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。

散会 11時44分

# 平成28年第2回鹿追町議会定例会会議録

## 1 議事日程第 2号

日時 平成28年 6月16日(木曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1

一般質問

1番 山 口 優 子 議員

2番 畑 久 雄 議員

## 2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3 出席議員(11名)

1番 山口 優子議員

2番 武藤 敦則議員

3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員

5番 加納 茂議員

6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員

8番 狩野 正雄議員

9番 吉田 稔議員

10番 安藤 幹夫議員

11番 埴渕 賢治議員

## 4 欠席議員(なし)

## 5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉 田 弘 志

農業委員会会長 櫻 井 公 彦

教育委員会教育長 大 井 和 行

代表監査委員 野 村 英 雄

## 6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾

総 務 課 長 喜 井 知 己

企画財政課長 渡 辺 利 信

町民課長	島  かおる
農業振興課長	菅 原 義 正
建設水道課長	津 田 祐 治
商工観光課長	西 科 伸 之
兼ジオパーク推進室長	
福祉課長	佐々木 康 人
瓜幕支所長	檜 山 敏 行
子育てスマイル課長	浅 野 富 夫
病院事務長	菊 池 光 浩
消防署長	内 海 卓 実
会計管理者	松 井 裕 二
総務課総務係長	武 者 正 人
企画財政課財政係長	佐 藤 裕 之

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	大 前 健 也
社会教育課長	浅 野 悦 伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	櫻 庭 力
------	-------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	黒 井 敦 志
書記	坂 井 克 巳



平成28年 6月16日（木曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

これから本日の会議を開きます。

---

日程1

一般質問

○議長（埴淵賢治）

日程1、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

議長の許可をいただきましたので、通告にしたがい一般質問をさせていただきます。表題、不審者対策と子どもの安全、防犯のまちづくりについて。ご答弁は、町長にお願いいたします。鹿追町に住んでみたい町、住み続けたい町として、持続的に発展していくためにも、安全で安心して暮らすことのできる防犯のまちづくりをさらに推進していくべきであるとする。町内においても、子どもや女性への声掛けなどの不審者の目撃情報が年に2～3件はあり、保護者たちから不安だという声が多数ある。今のところ町内では大きな事件に発展していないが、だからこそ危機感を持ち、防犯力を高める取り組みが必要であるとする。1、ここ数年の不審者などの件数と傾向について。2、不審者情報が寄せられた時の対応と防犯組織の体制について。3、子どもの緊急避難場所である子ども110番の家の現況について。4、子どもを含めたすべての町民に対する防犯意識の啓発活動、不審者を想定した避難訓練の実施状況について。5、情報共有と発信力強化のため、犯罪や不審者情報を迅速に伝達できる緊急メール一斉配信システムを導入してはどうか。以上5点についてお聞きします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

山口議員からは、「不審者対策と子どもの安全、防犯のまちづくりについて」5項目に亘って質問がございましたので、順次お答えを申し上げます。1点目の「ここ数年の不審者などの件数と傾向について」であります。本町における犯罪件数は、平成25年度13件、26年度17件、27年度15件であり、内容については、窃盗、不法侵入、器物損壊などであり、議員がおっしゃっている子どもに対する声掛け事案が数多くあるといわれておりますけれども、子どもに対しての案件については、過去3年間で1件というふう

承知をしているところであります。その他については、事件として断定できない、または、事件発生、事件性がないと判断をされており、子どもが被害に関わらず、なによりと考えるものであります。しかし、新聞報道等でご承知のとおり、この春ごろから、帯広市内及び近郊で痴漢行為や公然わいせつ行為、わいせつ罪、強盗など発生しており、本町においても警戒をしなければならないと考えているものであります。2点目の「不審者情報が寄せられたときの対応と防犯組織の体制について」であります。情報は警察から入る場合、あるいは教育委員会から入る場合の二通りがございますけれども、声掛け事案については、保護者から学校、教育委員会、役場という順に大体はなっているのであります。警察からの情報については、窃盗や不法侵入等、刑法犯罪が主であり、いずれも犯罪と認められた場合は、防災無線をとおして町民への注意喚起を行なっているところであります。防犯組織の体制であります。防犯協会の他に4つのパトロール隊が町内にございまして、犯罪防止・住民の安心安全の確保・明るいまちづくりを目的とし、町や警察と連携を図り、活動をいただいているところであります。また、鹿追小学校には、きらめき隊がございまして、小学校との連携を図りながら自主活動を行なっているところであります。3点目の子どもの緊急避難場所である「子ども110番の家」の現況についてであります。現在29事業所と31件の個人、合計60カ所に依頼をされており、議員ご存知のとおり、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていただくボランティア活動にご尽力をいただいているところであります。4点目のご質問であります。さらに2つの質問に及んでおりますので、はじめのご質問についてお答えいたします。防犯対策は、警察や行政だけの力では成り立たないわけであり。地域住民や各事業所などの多くの協力をいただくことが必要であります。現在、防犯対策を行う上で、環境づくりの充実を図るために、防犯カメラ稼働中、あるいは町では稼働させております。また、「防犯パトロール中」等々ののぼり旗を町の出入り口に設置をすることで、防犯意識の高い町であることを、そうした犯罪を起こしそうな方々、町外に向けてのアピールをしているところであります。今後更なるこれらについての充実を検討しているところであります。不審者を想定した避難訓練の実施状況でありますけれども、想定をしての避難訓練はどうあることが適当なのか、今後関係機関と連携を図り進めてまいりたいと考えております。学校関係の不審者を想定した避難訓練の実施状況についてであります。学校では安全教育の中で不審者対策教室・インターネットトラブルに巻き込まれないようにそれぞれ学習の中で指導をしているところであります。不審者対策としては、新得警察署生活安全課の方に学校訪問を依頼をいた

しまして、防犯教室を開催する学校、あるいは、民間の警備会社の職員を招聘をして、防犯教室を開催するなど行なっているところであります。また、不審者が学校に侵入をした場合に対処するために、これも過去には素手でというようなことでは対抗しきれないということから、さすまたの設置を平成24年度に各校に配備をしたところでございます。最後に、情報共有と発信力強化のため、犯罪や不審者情報を迅速に伝達のできる「緊急メール一斉配信システム」を導入してはどうかというご提案でありますけれども、近年、情報技術の進展によりまして、学校からの連絡システムは多様化しており、通常の電話による連絡網を活用している学校や、保護者の同意を得て携帯電話の個人アドレスを登録し、学校のパソコンより一斉メールを配信をしている学校もあるところであります。町内での小中学校では、比較的児童、生徒の少ない4つの学校のパソコンより登録された保護者のメールアドレスに一斉配信をする送信をしており、残り3校につきましては、電話等による連絡網で伝達をしているところであります。山口議員ご質問の情報を迅速に伝達する手法としての一斉メール配信は有効と考えているものであります。しかしながら、個人情報の管理、児童生徒数の違いによる登録作業及び変更作業の問題点、また、業者のシステムを活用する場合には、初期投資及びランニングコストについての検討が必要と考えているところであります。特に、不審者の発生による情報伝達は、明らかに不審者であったと確定してから情報伝達を行なっても、すでに発生をした時刻から時間が、数時間が経過をし、一斉配信メールを活用し、迅速に伝達可能であっても、生きた情報ではなくなってしまうケースがございます。これは、当然のごとくこれまでもありましたけれども、実際にはそうした犯罪性もない、不審者でもないのが誤解によってそういう情報が流れると。そして、警察が入るといようなことがあるわけでありましてけれども、これらについてはスピードと同時にこれらの確固たる内容の確認が必要になってくるわけでありまして。そういう中で、私は、自分の身は自分で守る、そして、そういうことに遭遇をしない。もし子どもがそう思った時にはですね、迅速にそれを、自分を守るための行動をとるといことが何よりも大事であるというふうに考えておりますので、今日のご質問をいただき、さらに私どもとしても、これらについてのしっかりとした内容を対策としてあげていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくご指導をいただきたいと、このように思っているところであります。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

山口議員、再質問ありますか。

○1番（山口優子）

ご答弁ありがとうございます。子どもだけに限らず、すべての町民を犯罪などの被害から守って安全で暮らせるということは、社会全体の願いであり、それは地域ぐるみでの対策が必要であるということで、今回の一般質問のテーマとして取り上げました。犯罪が起こってしまったからはもちろん警察の仕事かと思えますけれども、犯罪を未然に防止するために行政の役割とは何か、町民の役割とは何かということ、地域一体となって連携を強化していくことこそが、防犯力を高めるということに繋がると思えます。子どもへの被害のみに限定せず、犯罪対策の強化という観点から取り組んでいただきたいと思えます。2番の防犯体制についてなんですけれども、先ほどご答弁いただきましたけれど、不審者情報が寄せられた時、現状では学校からの電話連絡網、メール、または学校からのプリントで連絡が回るということなんですけれども、これですと町民の一部にしか情報が伝わっておらず、例えば自宅の近所で起こったような情報については伝わっていないこともあるというところが課題かと思えます。地域の方々皆が情報を知りうるような環境整備が必要だと思えます。また、ひと口に不審者といっても、子どもを狙っている不審者は教育委員会の担当、車上狙いや空き巣、窃盗目的でうろろうろしていたり、また、女性を狙った不審者は町民課の担当ということになっており、町民にとってこれがわかりにくいなという意見もいただいています。警察と町民課、そして教育委員会、この3者の連携をどのようにしていくのかということで、町民課と教育委員会、どちらか1カ所に情報を集約するという、1カ所が責任をもって集約するというのが良いかと思うんですけれども、どちらに集約するのか、あと、そういうことを含めた防犯マニュアルなど対策マニュアルも必要と思えますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

町民課長。

○町民課長（島かおる）

ご質問の犯罪が起きた場合に教育委員会、それから町民課どちらかがあたまになってというようなご質問でございましたけれども、これにつきましては、やはりあの、ケースバイケースということがあろうかなと思えます。私たちの情報というものが、学校で起きた場合については、まず子どもが親に相談をします。親は学校に相談をします。学校は教育委員会あるいは警察という形になっていくと思えます。我々は、なかなか学校現場で起きたことを、即、知るということは難しい場面も多々過去にもありますので、これについて

は、防犯についてはもちろん町民課が担当課になっておりますので、全く分かりません、知りませんということにはなりませんけれども、ケースバイケースということでご理解いただければというふうに考えます。それから、防犯マニュアルの関係でございますけれども、町民向け、子ども向け、高齢者向けとそれぞれですね、同一のものにはならないのかなということもありますので、今後、教育委員会等と連携を取りながら検討をしたいと思っております。以上です。

○議長（埴淵賢治）

大前学校教育課長。

○学校教育課長（大前健也）

お答えいたします。防犯マニュアルということとはございませんけれど、学校では子どもの防犯教室、先ほど町長から答弁させていただきました、そこで、新得警察署の方であったり、民間の警備会社の方であったりということで、そこで共通したキーワードに基づいてですね、防犯教室を行なっております。「いかのおすし」と申しますけれど、行かない、車に乗らない、大声で叫ぶ、すぐ逃げる、知らせる、これをですね、日々の自分自身の身体を守るためということもございましてですね、防犯教室の中では、このロゴを、標語を使ってですね、子どもたちに学習していただいているということで、マニュアルかと言われるとマニュアルではないかもしれませんが、こういったものを目的を持ってですね、学習しているということで、答弁させていただきます。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。山口議員。

○1番（山口優子）

はい、わかりました。ちょっと順番が前後するんですけども、その、一斉メールで配信するということについて再質問させていただきます。先ほどケースバイケースで対応するというお話だったんですけども、今その学校ごとに電話連絡網の学校、またはメールで送っている学校、または教育委員会が担当する事案、町民課が担当する事案ということで、それぞれが担当しているということがわかりにくさ、または迅速さを欠いているのかなと思ひまして、これは1カ所にまとめるべきだと思います。また、不審者情報が寄せられた時に、緊急性を要する内容、または保護者や町民がすぐ欲しいような情報というのをメールで町から、学校ごとではなく、町から一斉に配信するのが良いのかなと思ひます。学校情報メールですとか、よその自治体ではPTAメールなどという名前で、教育委員会

が担当をしていることが多いんですけども、それですとどうしても子ども限定になりがちで、私が申し上げたいことは、そうではなくて、町全体で共有して取り組む問題だと思いますので、例えばメールで配信システムについても保護者のみならず、一般町民にも登録してもらうようにする。防災無線なども併せて活用し、北海道警察がやっている、ほくとくん防犯メールというのものもあるんですけども、それよりももっときめ細やかな情報、先ほど町長がおっしゃったような不審者だと確実に確定してから送られるメールというのではなく、不審者の情報というのは、やはりその性格上不確かというか、疑わしい不審者なのかどうなのかわからないという、疑わしい事案というのももちろんあるかと思えます。結果不審者ではなかったということもあるかと思えますし、例えばその車に連れ込まれそうになった、のような、確実に黒と断定できるものばかりではなく、中にはただ世間話をしたかっただけみたいなグレーな声掛け事案もあるかと思いますが、何かあつてからでは遅いですし、確実に確定してからというのではなく、疑わしいものも知らせるべきかと思えます。メールですけども、今防災無線がついていない新築の家も増えてきていますし、風向きによって防災無線が聞こえづらいという時もありますので、このメール一斉配信システムを使って、登録した保護者だけではなく、登録した町民の方に防災無線の内容も受け取れるようにする工夫ですとかもできるかと思えます。併せて、現在その不審者情報というのは発信はされるんですけども、その後がどうなったのかというのがわからない現状です。そのことについてお母さん方、お父さん方から不満の声も聞こえてきますし、人づての噂であれば実は不審者ではないらしいとか耳にすることはあるんですけども、不確かな情報が出回っていることが町民を不安にさせていると思えます。ですから、その後どうなったのかまで確実に、そのメールでもいいですし、またはホームページなどでもいいですし、その後まで確実に知らせるべきだと思います。もちろん、プライバシーに関する内容についてまで知らせる必要はありませんけれども、不確かな噂レベルの情報が出回っていることが、町民を不安にさせているかと思えますので、その後まできちんと知らせるべきだと思います。そのことについてお伺いします。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

山口議員おっしゃられること、私は総体的にはね、問題がないと、そのとおりだというふうに思いますがけれども、この種の問題をね、疑いの段階だとかね、そういう情報で仮に

誰がそれをね、どういう形で発信をするかというのは非常に難しいと思うんですよ。私が見て、誰かを見て、この人不審者と思えばそれを発信するのでしょうか。あなたが見てこの人不審者だとすれば、役場へ来て発信するのでしょうか。ですから、先ほど課長が言ったように、やはり餅は餅屋。それぞれの一つの組織の中でやること、それから全体でやるべきこと、これをしっかりとね、私は区分をして対応すべきだと、やはり思っております。ですから、情報というのは町も出しています。無線等々も使ってね。例えば、どこかで車の中からいろんなものを盗まれたとか、そういうことが起きているだとか、あるいは空き巣に入られただとか、そういうことについてはその都度ですね、町としては情報を出しておりますから、これ以上のことをですね、きめ細かく出しすぎると今度はね、町民はどう受け取るかですよ。あらゆる情報が、うっと変に思ったら全部流れてくる。そのうち、言葉のたとえではないんですけれども、皆、あの情報もこの情報も、内容のね、確かでないものだというふうに感じるようになったら私は大変だと思うんですよ。ですから、流すべき情報についてはね、ある程度責任をもてる形での、私は対応が必要というふうに思っていますから、今、山口議員がおっしゃられるようなことについてもね、それはそのかたまりかたまりの中でね、そういうことが話し合われて気をつける、普段から対応していくということは、極めて大事だというふうに思っております。ですから、今おっしゃられている今日のご質問、私は重く受け止めてですね、今後あらゆる場面に対応していくというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。山口議員。

○1番（山口優子）

はい、理解いたしました。続いて子ども110番の家についてなんですけれども、こちら、子どもの緊急避難場所として、確保されているボランティアの方に協力していただいて60カ所あるというお話でした。ただちょっと子ども、理解していない子どもたちというのがたまに見受けられます。またその子ども110番の家は知っていても、知らない人の家にいざというときに飛び込みづらいということがあったりして、せっかく設置しているので、効果が薄くならないように、こういう取り組みがあるそうです。スタンプウォークラリーをして、子ども110番の家に協力していただいて、子どもはその家を回ってスタンプを押してもらおう。で、子どもたちと家の方との顔つなぎにもなったり、子どもたち

がその110番の家の役割を学んで、実際に通学路を歩いて、いざというときに助けを求めるのに相応しい家や店舗を子どもたちに開拓してもらおう。この家に110番の家になって欲しいなという願いを子どもたちからしてもらったりして、協力を得ることによって子どもたちの防犯知識の普及啓発に繋がるという取り組みだそうです。子ども110番の家、現在はのぼりやステッカーが配付されていますけれども、のぼりだと管理も大変ですし、外に出しっぱなしだと、かなり風化して1年たつとボロボロになってしまうので、のぼりと併せてわかりやすいステッカーというのも多く配付していただきたいなと思います。子どもと町民とともに子ども110番の家の場所や犯罪の危険場所、発生場所、交通事故の危険場所などもマップに落とした防犯マップ作りというのも有効ではないかと思えます。町民とともに取り組むということですね、町民からの情報提供の受け皿として、情報収集のための専用のメールアドレスやホームページ、電話番号を用意するのが良いと提案します。例えばその、不審者の情報を警察に電話するというのはちょっとハードルが高いですし、不審者情報を寄せてくださいと言ってしまうと、不審者しか探さなくなってしまうので、そうではなくて、例えばこの場所が街灯が少なくて危険じゃないかなと思う場所とか、植木などで見通しが悪いのではないかなという、死角になる場所を町民の皆様から写真付きのメールで送ってもらって、地域診断や暗がり診断の参考にするというのはいかがでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

おっしゃられることよくわかりますからね、できること、できないことありますけれども、可能な限りですね、対応していきたい。110番の家なんかはね、まさに子どもたちが危険に遭遇したときに逃げ込んで避難をするということですから、その場所がわからない、それが一体なんのための110番の家なのか、理解をしていないということになるとね、これはやっぱりしっかりと教育をする、そしてその方法として、今ね、スタンプラリーというお話がありましたけれども、おっしゃる方法にはいろいろあろうかというふうに考えておりますんでね、どういう方法とるかというか、いずれにしてもそういうことをしっかり教育の中で教えていくということは重要だというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）



再質問ありますか。山口議員。

○1番（山口優子）

ありがとうございます。鹿追町は花のまちづくりをしていますし、花壇もきれいに整えられてゴミもほとんど落ちていません。自慢できるきれいな町だと思います。そういう環境美化は、犯罪防止にも大変寄与するそうです。町民の方がそういう花壇の手入れをしたり、またウォーキングをしたり、犬の散歩などをするのを子どもたちの下校時間に合わせた15時から18時くらいの中に、もちろん全員でなくても、できる人はそういう時間に庭先に出て、ウォーキングや犬の散歩、花壇の手入れなどをして欲しいと、こちらから協力をお願いをしてみることも多くの目による見守り強化として有効ではないかと思えます。また、地域皆で防犯に取り組むという見守り体制の充実の観点から、日中に移動が多い各種団体にも協力をお願いしてはどうでしょうか。町の職員、農協関係や民間の業者の車両、郵便局、民間宅配業者、新聞配達など、日中仕事で移動している時にも何かおかしいなど思ったら情報を寄せてもらう。子ども見守り隊などの防犯マグネットのステッカーを車に貼ってもらうなど、そういった協力をこちらからお願いすることも有効ではないかと思えますし、そういう仕事で日中移動している方々が、そういう意識をするかしないかだけでも見えてくるものが違ってくるかと思えます。特定の人だけが防犯パトロールをして、その方々ばかりに負担をかけるというのではなく、町全体、地域ぐるみで取り組む問題かと思えます。最後に、各種団体との連携について、また町民全体で見守りのお願いをすることについて、町民を巻き込んだ防犯のまちづくりについてどのようにお考えか、お聞きします。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長

○町長（吉田弘志）

山口議員、良いことをおっしゃっていただいた。私が花のまち、これをやろうとして、もちろん、環境美化というそういう大きな視点がありまして、この席でも私は何回かお話をしましたけれども、花の手入れをしている、作業ですね。水をやったりしている姿が、実は子どもたちにとっても非常に見守るといふかね、そういう意味で生きているというお話をさせていただきました。ですから花を愛でる、植えて管理をするということは、美しいまちをつくるだけではなくて、すべてに良い影響を及ぼすというお話をさせていただきました。しかし、残念ながら、私は今日、だんだんとまちの中から花がなくなってい

っている。やる人がいなくなっていく。意識の明らかな低下で、物事というのは、やはり持続をさせることが極めて重要であります。いまいろんな提案をいただきましたけれども、いろいろな形で試みたものも沢山あります。しかしそれをですね、持続をさせるというのは極めて困難でありますし、団体活動も同じであります。高齢化によって、言ってみれば創始をした人たちにとっては重要なことであっても、時代が変わることによって、どんどんその内容が薄れていくという一面の悲しさがあるわけでありましてけれども、おっしゃられるようにですね、これをもう一回再構築をすると、そして、犯罪というものに対して、どういう意識で臨むべきかについて、しっかりと考える機会にさせていただいて、今後ですね、町政としても対応していきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。はい。

○1番（山口優子）

ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで山口優子議員の質問を終わります。次に、3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

議長の了解を得ましたので、一般質問をさせていただきます。表題、今後鹿追町の観光の方向性について、吉田町長にご質問したいと思います。要旨、本町は農業、教育、観光を三本の柱に据え、まちづくりを推進しているところであります。特に観光についてのお考えをお尋ねいたします。観光客100万人を目標には異論ありませんが、これに携わる方々はそれぞれ一生懸命です。町、観光協会、商工会、道の駅、農協、漁協など関連する団体は数多くあります。柱となるところはどこでしょうか。観光協会でしょうか。観光に関する情報は共有されておりますか。それぞれは頑張っておりますが、情報の共有が一番必要かと考えます。パンフレット一つにとっても、昨年指摘された事柄から、今年度のものもあまり変化がないありさま。結果が褒められたものではないのでしょうか。見る方を思い、見てみやすい、理解しやすい、観光の全体像が農業も含め、気候も含め、把握できるものであって欲しいと考えます。今までの体制で良いでしょうか。それぞれの組織には役員もおりますので、大いに協議されることが必要と考えます。観光の方向性について、以下4点についてお尋ねいたします。1、見る、体験、食べる、遊ぶ、知る、育てるなど

網羅する観光の柱を検討しては。2、道の駅しかおい直売会ができて13年。近年業績も横這い。利用客増加を見込める観光案内の併設で、太い導線のお考えは。3、情報の共有と協議が必要と思いますが。4、観光の拠点としての道の駅改修のお考えは。以上4点お尋ねいたします。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

畑議員からは「今後鹿追町の観光の方向性について」と題しまして、4点についてご質問をいただきましたのでお答えを申し上げます。1点目の「見る、体験、食べる、遊ぶ、知る、育てるなどを網羅した観光の柱を検討しては」についてお答えをいたします。観光は鹿追町にとりまして、大変重要な産業としての位置につけてあります。その中で観光エリアは大きく分けて、大雪山国立公園を中心とする然別湖のエリアと、それ以外のエリアに分けられるかというふうに思っております。これらのエリアでは、それぞれの特性を生かした、各事業が魅力のある観光サービスを提供し、十勝を代表する観光地として発展し、順調に観光客の入り込み数を伸ばしております。今では全体で、年間81万人を超えるようになってきております。この20年間の間に旅行形態は団体旅行中心から家族や友人単位となる個人旅行の割合が大きく占めるようになり、個人の嗜好に合わせた旅行は益々多様化をし、よりきめの細かなニーズが生まれているところであります。こうした中、より高い経済効果を上げるためには、入り込み数の増加と同時に、観光客の滞在時間を増加をさせることが大事だというふうに考えております。とりわけ、宿泊の増も望みたいところであります。そのためには、やはり観光客の満足度の向上が最も重要であり、まずは観光サービスを提供する個々の事業者の魅力あるサービスを提供することが大前提でありまして、加えて地理的に離れているエリアをどう結びつけ、また、個々のサービスをどう繋げて鹿追町ならではの楽しみ方を提案をしていくかが大事だと考えているところであります。それを繋ぐ中心となるのは、やはり観光事業者が加盟をする観光協会が最も相応しいというふうに考えておりますけれども、こうした小さな町の観光協会、力不足とは申しませんが、やはり、これからの観光に時代にあって、この重要な課題を担うためには、これらをしっかりと町としても育てていく必要があるというふうに考えておりまして、観光を含めて、そうした活動等々についてのあり方について、今後協議の場を作っていきたいというふうに考えているところであります。次に2点目の「道の駅しかおい直売会がで

きて13年、近年業績も横這い、利用客増加を見込める観光案内の併設で太い導線の考えは」についてであります。昨年度から観光案内とふるさと納税の受付を併設をし、観光案内所を増設をいたしました。対面式で座ってゆっくと観光案内を受けることができ、さらにふるさと納税の利用を含めて、鹿追町内の特産品の紹介や購入の相談や、アドバイスを受けることができるため、利用者からは好評の声をいただいているところであります。ふるさと納税の受付を併設をしている道の駅は、国内でも例がなく、制度をまだ利用したことがない方から多くの反響をいただいております。観光案内所が別棟になっていることから、観光客に不便をおかけしないように、ということで、必要に応じては職員が道の駅の中で、観光案内の対応をしているという状況であります。また、道の駅の直売会内部でも、現在、特別委員会を設置をして、これらの運営方法について協議をしているという状況でありますので、出店者を含めて、今後、新しい方向性が出てくると期待をしているところであります。次に3点目の「情報の共有と協議が必要では」についてお答えをいたします。ご指摘のとおり、情報の共有は極めて重要であると考えております。ただ、すべての事業者、団体には個々の目的があり、共有や協議することが形骸化し、目的化してしまうとすべてのサービス提供において調整や意思の統一に時間がかかり、硬直化する懸念も一方にはあるわけであります。大切なのは個々の魅力あるサービスであり、これらをどう魅力的に繋げ、伝えていくかだと考えておりますので、今後はさらに効率的な効果的な情報の共有、発信の方法を検討してまいりたいと考えております。次に4点目の「観光の拠点としての道の駅改修」についてお答えをいたします。道の駅は、観光地の拠点としても重要な役割をもっていることは認識をしております。鹿追の道の駅は、立地条件や景観の美しさから利用客から好評、評価もとても高いものでありまして、直売所の改修については、出店内容の充実と比例をして行わなければなりません。規模拡大ありきがすべてではないと考えております。ただ、道の駅は特産品の直売所だけの機能ではなくて、近年増加の一途を辿っているキャンピングカーの車中泊の方々の数がだんだんと増えてきていることも事実でありますので、こうしたことも考慮をしていかなければいけないと、このように考えております。こうしたことを含めて、直売所だけではない、道の駅全体を魅力的なものにしていく拠点化を今後前向きに検討していきたいと考えております。鹿追町は、農業、観光、教育をまちづくりの三本の柱に据えております。そして、然別湖という全国的にも素晴らしい観光地としての資産を有しているわけでありまして、私は可能性として、十勝の観光の核にもなってもおかしくないと、私は資産を持っているというふうに考えて

おりまして、十勝は今、食と観光という、重要な課題として、十勝全体が連携をして進めていこうという状況にあります。そうした中で、本町の果たすべき役割をしっかりと考えながら、今後進んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしくご指導いただきたいとお願いを申し上げて答弁に代えさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

はい、畑議員。

○3番（畑久雄）

ではまず1番目のことでお尋ねをしたいんですが、先ほど要旨でもお話しましたけれども、観光のあり方、よくわかります。この町の特性もよくわかります。その中で、この町を知ってもらうための手段として、何がどうしたらいいのかということが一番私は大切だと思います。その上で、パンフレット一つ取っても、わかりやすい、本当に見る人が見て、この町がこういう内容で、こういう農業、こういう観光があるんだ、そして教育もこんなに素晴らしいという、そういったものをぜひあの網羅して欲しいと思うのであります。担当者はそれぞれ苦勞しているでしょうけれども、ただ、そういったことがどうも行政の方で任せっきりになっている。そうじゃなくて、役員さんも入ってそういったことがね、機能されているのかどうかということが、私一番大事だと思うんですね。以前、何回かありました。けど最近はそのようなことがないんですね。私も長い間理事をやらせていただいてきましたけれども、本当に年に1回か2回理事会をやる程度で、本当に数少ない協議の場です。ぜひ、そういったことで、本当にこの町を思うんじゃないで、この町を見てもらうための資料作りと思ってやっていただければと思うんです。ですから、それぞれの役員さん方の協議が絶対必要だと思うのであります。そういった面で、ぜひ観光のみならず、農業も教育もそうだと思うんですね。そんなことで、そういう方向でお考えいただきたいと思いますが、いかがでございませうでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

西科商工観光課長。

○商工観光課長（西科伸之）

はい、お答えいたします。今、畑議員から農業や教育を含めた形での観光のパンフレット等々ということでございますけれども、やはり限られたスペースに、この鹿追町の魅力を発信するとなると、なかなかこう全体的にわからないのかなと思います。また、パンフレットにおきましては、現在観光協会の方で作成しているわけでありまして、一応

観光協会ということでございますので、その会員の皆様方を中心とした形で町内、町外にアピールするという形でパンフレットを作成させていただいております。また、過去には議員おっしゃられるように、鹿追全体がわかるマップ的はものもございましたけれども、今あのページ数にすれば1ページか2ページくらいにマップを集約しております、ポケットに入るサイズということで今回作成させていただきました。確かにパンフレットとなると、十人全員がなかなか良いというものはできないのかなと、私なりには思っております。また、情報発信として、今回今年度作りましたパンフレットにおきましても、東京の出版社の方からご評価をいただきまして、取り上げていただいたということもございまして、また、旅行者の方からも、一風変わった魅力あるパンフレットだというお褒めのお手紙もちょうだいしておりますので、何らかの形で情報発信、魅力的なものとして、今回のパンフレットはあるのかなと思いますので、毎年パンフレットは更新しておりますので、また、役員会等でもその辺を吟味いたしまして、次年度に繋げていきたいと思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

再質問、畑議員。

○3番（畑久雄）

今後についてはね、ぜひあのそういった団体があるので、ぜひ協議して素晴らしいものを作って欲しいなと思います。関係機関、いろいろお褒めの言葉もあったんでしょうけれども、そういったことで、パンフレットについては、一応そういうことで、今後について十分協議されることを望みたいと思います。2番目につきまして質問したいと思います。近年、隣の士幌町、あるいは音更町あたりが新聞報道によれば、大きい道の駅を作るということで、非常に準備にかかっておりまして、274号線を通るこの鹿追町、特に今までは2カ所の道の駅で大変健闘しております。しかし今後、そういったことで周囲の状況が変わってきます。太い線でのこの町のサービス業界も、特に飲食店は非常に伸びてきたかと存じますけれども、隣町にそういったものができると、太い導線が何か維持できるのかどうかという心配事も起きてきます。そういった面で、この太い導線を今後において、もっと今以上にできるような方策というものも考えていかねばならんと思うんですが、その点についてどうお考えですか。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

道の駅を近隣の町がですね、建て替える。あるいはこれがなかった町が道の駅を作る。そういう視点でいきますと、道の駅が観光客を止めるという意味において、大きな役割を果たしている。そして、道の駅をですね、それこそスタンプラリーではありませんけれども、回ってる人もいらっしゃるということもありまして、お話のとおり、重要な拠点であるということについては私もよく理解をしているつもりであります。私は、観光というのは、道の駅が立派だから人が来るというものではなくて、その町がどうなのか、魅力的なのかどうか、あるいは十勝がどうなのか、道東がどうなのかということが、観光客を全国、あるいは全世界からですね、やっぱり惹き付けていくものであるというふうに思っているところでありまして。鹿追の観光の入り込みはですね、昭和7年ごろから13年ごろまでは、大体60万行ったりきたり。

○3番（畑久雄議員）

昭和3年ですか？

○町長（吉田弘志）

昭和7年、平成7年。失礼しました。そういうことでありまして、大体だんだんと私も目が遠くなってきまして、遠視なもんで。平成7年ね、から大体13年ごろまではその程度行ったりきたりと。その後、65万人、そして22年ごろから70万を超えて、24年からは大体80万を超えているということでありまして、私は全体的にね、鹿追の町へ来る人というのは、相当の勢いで増えてきているということは事実であると思っています。そこで、今もおっしゃられるように、観光という視点でいきますと、やっぱり私は観光というのは、見に来て、そして入り込みが多いということだけではなくて、そこに経済効果がしっかりと築かなければ観光ではない。観光によるまちおこしという意味合いもないというふうに考えておりますから、そういう意味では、いろいろなものの開発、お土産ですね、お持ち帰りいただく。少しでも鹿追にお金を落としていただく、そういうことが必要かというふうに考えているわけです。これは宿泊の状況なんですけれども、遠くから見てもわかると思うんですけど、落ちていってますね。8万人台であった時代もありました。しかし、今は大体6万人台に落ちていっております。これは一体どういうことなのかというところ、やはり私は受け入れるその場所ですね、宿泊としてのそういう場所にもやはり課題があるのかなど。サービス内容等々についても、いろいろと私はホテルの方ともお話をしておりますけれども、全体的にですね、鹿追町全体の宿泊というのはやっぱり落ちている。

一般客は、日帰りの方はかなり増えておりますけれども、やはりそこで言えるのは、やはり経済効果としてはだんだんと落ちていっているのではないかという一面がうかがえるということでありまして、そういう意味でいくと、この観光が、鹿追のまちづくりの中で今後ですね、どういうふうにあるべきなのかについては、そうした視点からも考えていかなければいけない。そこで今おっしゃっている道の駅の関係でありますけれども、それによって鹿追のですね、観光がどっと増えるというふうには考えられないというふうに思いますけれども、しかし、私はこれまでですね、施設が立派でなくても道の駅があつて、しかも、鹿追町は他の町と違ってふたつもあるわけですね。ですからその努力によってカバーをしていただきたいというふうに思ってきたんですけれども、これまでもご案内のように町内の食堂だとか、そういうことも考えると、そこで食物を主体性をもって提供するということになれば、影響は大きいということでもあります。しかし、だんだんとですね、よその町でも立派な物をつくるようになってきた。時代は変わっておりますから、そういう意味では、今後このエリアでどういうことができるのかについて、私どもとしては、真剣に考えてみる時期がきてるなというふうに考えておりますので、今、畑議員ご提案の道の駅のですね、将来的な改築も含めてどうするのか、これは議会議員の皆さん方とも十分協議をして進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（埴淵賢治）

畑議員再質問。あればここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 11時02分

---

再開 11時10分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

畑議員。

○3番（畑久雄）

では、3番目についてお尋ねをしたいと思います。情報の共有と協議が必要ということは、重々おわかりかと理解いただけるものと思いますけれども、過去において、例えば然別湖漁業協同組合というのがあります。これもやっぱり観光に関して釣りだとか、その然別湖の状況だとかそういうことに関して言えば、年に1回役員会があつて、決算報告、予算を決めておりますけれども、実はこれにしては26年、27年度総会がなされてない。



これは何度も私は申し上げておったんですけれども、未だかつて監査監事は上士幌の町長ですね、そんなことから、非常にあの、どうするんだろうと、非常に困ったことであります。それもひとつ協議の場がないというところから出てきてるのではないのか。またもう一つ言えば、昨年までありました観光案内の看板、日本語、それから中国語、あるいは台湾語ですか、大きな立て看板が坂下に、あるいは東瓜幕にありました。今はそれがありませんね。何か縦に細長い茶色の看板が立っています。どう見ても字が小さいし、何が書いてあるのかと思う次第であります。この辺のこともやはり協議がなされていないことのひとつだと思うんですね。それではいけないと思うんです。その辺のちょっと経緯をお尋ねしたいと思います。

○議長（埴淵賢治）

答弁。西科商工観光課長。

○商工観光課長（西科伸之）

まず最初の1点目の、漁協の総会でございますけれども、議員おっしゃられるように、2カ年総会を開いていないということで、大変申しわけなく思っております。近々総会開催する予定でございますので、ご理解願いたいと思います。あと、観光看板でございますけれども、元あった東瓜幕、坂下、トリムセンターの前ですか、この3カ所におきまして、今おっしゃられました外国語を含めた形での看板を設置しました。材質的には鉄の錆を生かした形で茶色い地肌にしまして、白文字でということで、一応コンペを行いまして、3社に提案していただきまして、その中で良かったということでその業者を選んだわけですが、限られたスペースの中に外国語、3カ国語ですか、入れた形での製作ということでございましたので、見づらい面もあるかとは思いますが、そういう形での観光看板となっております。以上です。

○議長（埴淵賢治）

畑議員。

○3番（畑久雄）

はい、いろいろ事情はあったと存じますが、非常にそういったことについても、協議がされていなくて、行政任せということも一端だと思っただけなんです。これでは本当に大切な資金を有効に使うということができないのではないかと、非常に困ったものだと考えます。ぜひそういったこと、観光だけに限らず、ぜひ多方面においてのいろんなことにぜひ情報の共有と協議がなされるように、そして決めていくようになって欲しいなと思うところで

す。4番の観光の拠点としての道の駅改修のお考えということでお尋ねいたしましたが、先ほど町長からこれは今後において考えねばならんということでお話がありました。ただ私が思いますに、観光の構築、今までの何と申しますか、観光協会主体でいいのかどうか、そういった観光全般に亘る再構築が必要ではないかと存じます。関係する方々の観光に関する協議会というものを設置してはどうかと考えております。その上で、いろんなこの町のイベント、あるいは物販にしても、観光に関することをまとめられるような、ぜひそういう協議会があってもいいんじゃないかと考えますが、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

先ほども私はそれに近いことをお話しておりますけれども、やはり今後のですね、観光をさらに高めていくためには、そうした協議会を持つということは重要だというふうに思っていますので、ぜひともそういうことで進めるように考えたいというふうに思っております。観光、先ほどもお話ししましたけれども、この北海道の観光の中で、最も弱いのが十勝であります。北海道もだんだんとですね、道南が中心になってきている。もう一つは私は危機感を持っているのは、道東でもがわの方ですね、いろいろなコースの中にシフトされてきているというね。そういうことを考えると、中心部にある地域がですね、いったいどういうふうになっていくのかと、そういう懸念もありますけれども、これは町内での協議も必要でありますけれども、この西北部等の町村の協調ということも私は真剣に考える時期がきているなというふうに考えておりますので、今後ともご指導をいただきたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

畑議員。

○3番（畑久雄）

はい、今のご答弁のように、ぜひそういったことで、この町の観光を網羅した柱となるもの、そういったものを創るためにもぜひ観光という目標に向かってぜひ取り組んでいただきたいと考えます。それには職員の皆さんのお考えもありますし、そして行政のお考えもあるでしょう。大いに協議をなされて方向付けをしていただきたいと、そう考えるものであります。いろいろご清聴ありがとうございました。終わります。

○議長（埴淵賢治）

これで畑久雄議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。

散会 11時12分

# 平成28年第2回鹿追町議会定例会会議録

## 1 議事日程第 3号

日時 平成28年 6月17日(金曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 発委第 1号 地方財政の充実・強化を求める意見書

日程 2 議案第 58号 平成28年度鹿追町一般会計補正予算(第3号)について

日程 3 議案第 59号 町営牧場育成舎外建築主体工事請負契約について

日程 4 議案第 60号 町営牧場スラリーストア外整備工事請負契約について

日程 5 議案第 61号 鹿追町総合スポーツセンター耐震改修建築主体工事請負契約について

日程 6 議案第 62号 鹿追総合スポーツセンター耐震改修機械設備工事請負契約について

日程 7 議案第 63号 場内砂防工(中瓜幕川)整備工事請負契約について

日程 8 議案第 64号 財産の取得について

日程 9 閉会中の継続調査申し出について

## 2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3 出席議員(11名)

1番 山口 優子議員      2番 武藤 敦則議員      3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員      5番 加納 茂議員      6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員      8番 狩野 正雄議員      9番 吉田 稔議員

10番 安藤 幹夫議員      11番 埴渕 賢治議員

## 4 欠席議員(なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町	長	吉田弘志
農業委員会	会長	櫻井公彦
教育委員会	教育長	大井和行
代表監査委員		野村英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長		松本新吾
総務課	長	喜井知己
企画財政課	長	渡辺利信
町民課	長	島かおる
農業振興課	長	菅原義正
建設水道課	長	津田祐治
商工観光課	長	西科伸之
兼ジオパーク推進室長		
福祉課	長	佐々木康人
瓜幕支所	長	檜山敏行
病院事務	長	菊池光浩
子育てスマイル課	長	浅野富夫
消防署	長	内海卓実
会計管理者		松井裕二
総務課総務係	長	武者正人
企画財政課財政係	長	佐藤裕之

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課	長	大前健也
社会教育課	長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局	長	櫻庭力
-----	---	-----

9 議会事務局職員出席者

事務局 長 黒井 敦志

書 記 坂井 克巳

平成28年 6月17日（金曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

日程1 発委第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長（埴淵賢治）

日程1、発委第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。加納茂総務文教常任委員長。

○5番（加納茂）

地方財政の充実・強化を求める意見書案、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。意見書案を読み上げます。地方財政の充実・強化を求める意見書、地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員はじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。このため、2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。記、1、社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。2、子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保

険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。3、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異・各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること（これ以上、拡大しないこと）。4、復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急増・急増自治体の、失礼いたしました、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。5、地域間の財源偏在性の是正のため地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障を生じることがないように対応をはかること。6、地方財政計画に計上される「歳出特別枠」「重点課題対応分」および「まち・ひと・しごと創生事業費」については自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。7、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。平成28年6月17日、北海道鹿追町議会議長、埴淵賢治。なお送付先は記載のとおりであります。以上ご審議の上、議決をいただけますようよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより発委第1号を採決します。こ



の採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。発委第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書については原案のとおり可決されました。

---

日程2 議案第58号 平成28年度鹿追町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（埴淵賢治）

日程2、議案第58号、平成28年度鹿追町一般会計補正予算第3号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第58号は平成28年度一般会計補正予算第3号となるものです。平成28年度一般会計補正予算第3号は次に定めるところによるといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ4,990万6千円を追加しまして、総額を85億6,399万6千円とするものであります。補正予算の内容につきまして歳出9ページよりご説明いたします。総務費、総務管理費、一般管理費でふるさと納税ツアーを拡大して実施するため一旦、当初予算を減額した上で新たに追加するものでありまして、需用費、食糧費で24万円、役務費で35万円をそれぞれ減額し委託料で329万円の追加、使用料で120万円の減額であります。企画振興費で国の交付金を活用しました地方創生に関する事業実施のため備品購入費でジオパーク会館用備品で138万円、負担金で仮称ハウス野菜栽培推進協議会活動補助金130万円、仮称山村留学制度推進協議会活動補助金100万円、仮称十勝アウトドアDMO宣伝映像制作負担金50万円、アウトドアガイド人材育成事業補助金890万円の合計1,170万円のそれぞれ追加であります。民生費、児童福祉費、こども園費の委託料でこども園しかおい建設基本設計委託料で1,200万円の追加、農林費、農業費、農業用水事業費の工事請負費で畑かん増圧施設工事で615万6千円の追加、款項、商工費、観光費で山田温泉維持補修のため需用費、修繕料で屋根修繕に1,277万円、委託料で改修ほか設計委託料に440万円のそれぞれ追加であります。次に歳入7ページからご説明いたします。款項目、地方交付税の地方交付税で2,892万6千円の追加、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で地方

創生加速化交付金1,028万円、地方創生推進交付金140万円の合計1,168万円の追加であります。繰入金、基金繰入金、鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金の鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金で220万円の減額、環境保全センター基金繰入金の環境保全センター基金繰入金で環境保全センター基金繰入金に1,200万円の追加、諸収入、雑入の雑入で50万円の減額であります。以上、一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行ないます。1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

2点ございます。1点目はふるさと納税鹿追招待事業についてです。ええとこの事業の目的である本町のさらなるファン獲得というところに関しては賛成なんです。あの折角、ですが折角、こういう招待ツアーをプレゼントするということでしたら、喜んでもらえてこの鹿追のファンになってもらうということが大きな目的であると思いますので、あのこの事業の内容を見ますと関東圏、名古屋圏、関西圏から同じ日に50人招待するということになっています。で、新千歳空港から然別湖まで冬のこの時期にバスを使ってもやはり4、5時間かかるのかなと思いますし、飛行機で2時間飛んで来た後に4、5時間、片道7、8時間かかる冬の北海道の1泊2日の旅ということになってしまうので、雪のない時期はともかく、冬の時期は羽田、帯広間のみ限定して、これはあの初めての試みという企画なので3カ所から50人を呼んで、同伴者も入れると70人から100人位のツアーになってしまい、それもあの一つの団体ではなく個人客の集まりということになってしまうので、これを初めての試みで冬に引率するというのはちょっと、かなり大変かなと思いました。そしてこの事業、お1人あたり8万円から10万円という金額に換算するとそういうことになってしまうんですけれども、これあの消費者庁の景品表示法のクローズド懸賞というくくりになるかと思うんですけれども、この景品表示法に違反していないかという確認を教えていただきたいということと、もしこれが景品ではなく返礼品だという扱いになるのであれば、これは総務省からの春に通達があった寄附額に対して2万円以上の寄附額に対して10万円程度の返礼品という扱いになってしまうので、その高額な返礼品を慎むようにという国からの通達に関して問題がないのかどうか、クリアされているのかどうかということをお聞きさせていただきたい。で、あとすみません2点目なんですけれども、2点目はこども園建設の基本設計の委託事業、こちらあの平面プランが出てきてこども園

建築が一步前へ進んだということでもうれしいことなんです。それでこの建築検討委員会から答申をいただき、この答申の内容がどの程度この平面プランに反映されているのかというご説明をいただきたいのと、またあのこのプランをきちんとしたものに詰めるにあたって建築検討委員会の皆さんや町民の皆さんから意見を聞くような懇談会の場を設けていただきたいと思います。あの例えば調理室ありますけれども、アレルギー対応の給食など小学生、中学生に対してもこの調理室で作って運ぶというような対応に今後なっていくのかなと思いますし、そのようなことであったり、学童も国の方針では小学6年生まで受け入れなさいという方針がありますので、そのあたりの人数を考えてこの広さで十分なのかどうか等も含めて意見を聞くような懇談会を設けていただきたいと思います。以上2点、よろしくをお願いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、喜井総務課長。

○総務課長（喜井知己）

まず、山口議員からの1点目のあのふるさと納税に関するご質問にお答えをいたします。まずあの招待事業の日程の関係ですけれども、昨日あの帯広空港という点のお話もございましたので今回の招待事業について使用する空港については羽田、帯広間ということを検討しましてあの帯広空港という形で追加をして実施をしたいというふうに考えております。またあの日程の関係、どうしてもあの関東圏、まあ向こうからあのこちらに来て1泊2日というどうしてもあの厳しい日程になるのはこれはあの承知をしております。あの、ただ全体のあの感謝の夕食交流会ということもありますので、やはりあの基本は特定の日にちでそこに合わせてもらうような形をとりたいというふうに思っております。またあのこの機会を利用してあの日程を拡大していくという希望の方も中には出てくるというふうには想定をしております。それについてはあの当選者が決まった段階でいろんな対応が基本的にできるのかなと思っておりますので、そういった面で日程がちょっと厳しいのはどうしようも、仕方がない面もあるのかなということでご理解をいただければというふうに思っております。それからもう1点のあの景品表示法の関係でございます。この点については振興局を通して消費者庁の方に確認は一応させていただいております。あの景品表示法はですね、不当表示だとか不当景品の関係で消費者の利益を損なわないようにというのがあのこの法律の主旨だというふうに理解をしております。いずれにしてもあのこのふるさと納税関係についてはこの法律の規制の対象ではないというご返事をいただいております。

のでその辺の問題はないのかなというふうに認識をもっております。それからあのこの関係についてはあくまでも返礼品という扱いではございませんので、総務省のいつている通達等にも抵触をしないのかなという理解でこの事業を企画させていただいたところでございますのでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（埴淵賢治）

答弁、浅野子育てスマイル課長。

○子育てスマイル課長（浅野富夫）

お答えいたします。今回、この平面プランを出すにあたりまして、予定地とされております土地に建物がどういった形で納まるかということである程度のこちらの考えでお示しをしております。そして検討委員会の答申をどのように生かされているかということにつきましては、これはあくまでも平面という形で示してありますので細かい内容、たくさん出ております。それにつきましては発注をする際にこのような意見がありますので、これを付けてくださいと、そしてそれが途中である程度、固まりましたならば議会の皆様、さらには建設検討委員会、また町民の皆様とそういったところにお諮りをし、それをさらに煮詰めましてやっていきたいと考えております。また、その中にはその時にアレルギーとかいろんなこともこちらでもまた煮詰めていく形を考えておりますので、基本的にはこれがそのまま基本設計となる実設計となるものではございませんので、それを考慮して今後また進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第58号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。議案第58号、平成28年度鹿追町一般会計補正予算第3号については原案のとおり可決されました。

---

日程3 議案第59号 町営牧場育成舎外建築主体工事請負契約について

○議長（埴淵賢治）

日程3、議案第59号、町営牧場育成舎外建築主体工事請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第59号は町営牧場育成舎外建築主体工事請負契約についてであります。下記のとおり契約を締結したいので地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。といたしまして、契約の目的は町営牧場育成舎外建築主体工事であります。契約の方法は指名競争入札でありまして、指名業者は宮坂・窪田・ナリタック経常建設共同企業体、萩原・千葉・菊池経常建設共同企業体、株式会社ネクサス、川田工業株式会社、岩田地崎建設株式会社、株式会社佐藤工務店、大成建設株式会社札幌支店、以上7社を指名し、岩田地崎建設株式会社、大成建設株式会社札幌支店の2社が辞退しまして5社により去る6月14日に入札しました結果、入札金額を4億3,308万円といたします宮坂・窪田・ナリタック経常建設共同企業体、代表者、帯広市西4条南8丁目12番地、宮坂建設工業株式会社、代表取締役、宮坂寿文氏が最低入札者となりましたので、現在、仮契約を締結中であります。なお落札率は97.8パーセントであります。以上、町営牧場育成舎外建築主体工事請負契約についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第59号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。議案第59号、町営牧場育成舎外建築主体工事請負契約については原案のとおり可決されました。

---

日程4 議案第60号 町営牧場スラリーストア外整備工事請負契約について

○議長（埴淵賢治）

日程4、議案第60号、町営牧場スラリーストア外整備工事請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第60号は町営牧場スラリーストア外整備工事請負契約についてであります。下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、契約の目的は町営牧場スラリーストア外整備工事であります。契約の方法は指名競争入札でありまして、指名業者は三井組・タカノ経常建設共同企業体、北日本・健勝経常建設共同企業体、株式会社ネクサス、萩原建設工業株式会社、宮迫建設工業株式会社、川田工業株式会社、栗林建設株式会社、以上7社を指名いたしまして、去る6月14日に入札しました結果、入札金額を2億930万4千円といたします三井組・タカノ経常建設共同企業体、代表者、鹿追町南町1丁目24番地、株式会社三井組、代表取締役、三井福成氏が最低入札者となりましたので現在、仮契約を締結中であります。なお落札率は96.8パーセントであります。以上、町営牧場スラリーストア外工事請負契約についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第60号を採決します。  
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。議案第60号、町営牧場スラリーストア外整備工事請負契約については原案のとおり可決されました。

---

日程5 議案第61号 鹿追町総合スポーツセンター耐震改修建築主体工事請負契約について

○議長（埴淵賢治）

日程5、議案第61号、鹿追町総合スポーツセンター耐震改修建築主体工事請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第61号は鹿追町総合スポーツセンター耐震改修建築主体工事請負契約についてであります。下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、契約の目的は鹿追町総合スポーツセンター耐震改修建築主体工事であります。契約の方法は指名競争入札でありまして、指名業者は宮坂・窪田・ナリタック経常建設共同企業体、萩原・千葉・菊池経常建設共同企業体、株式会社ネクサス、川田工業株式会社、岩田地崎建設株式会社、株式会社佐藤工務店、大成建設株式会社札幌支店、以上7社を指名いたしまして、岩田地崎建設株式会社、大成建設株式会社札幌支店の2社が辞退しまして、5社によりまして去る6月14日に入札しました結果、入札金額を1億7,766万円といたします萩原・千葉・菊池経常建設共同企業体、代表者、帯広市東7条南8丁目2番地、萩原建設工業株式会社、代表取締役社長、萩原一利氏が最低入札者となりましたので現在、仮契約を締結中であります。なお落札率は96.4パーセントであります。以上、鹿追町総合スポーツセンター耐震改修建築主体工事請負契約についてご説明を申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第61号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。議案第61号、鹿追町総合スポーツセンター耐震改修建築主体工事請負契約については原案のとおり可決されました。

---

日程6 議案第62号 鹿追町総合スポーツセンター耐震改修機械設備工事請負契約について

○議長（埴淵賢治）

日程6、議案第62号、鹿追町総合スポーツセンター耐震改修機械設備工事請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第62号は鹿追町総合スポーツセンター耐震改修機械設備工事請負契約についてであります。下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。といたしまして、契約の目的は鹿追町総合スポーツセンター耐震改修機械設備工事であります。契約の方法は指名競争入札でありまして、指名業者は池田・志賀経常建設共同企業体、株式会社笹原商産、株式会社奥原商会、森設備工業株式会社、三洋興熱株式会社、以上5社を指名し、去る6月14日に入札いたしました結果、入札金額を5,227万2千円といたします池田・志賀経常建設共同企業体、代表者、帯広市西14条南15丁目7番地、池田煖房工業株式会社帯広営業所、所長、梅澤洋氏が最低入札者となりましたので現在、仮契約を締結中であります。なお落札率は94.9パーセントであります。以上、鹿追町総合スポーツセンター耐震改修機械設備工事請負契約についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。



○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第62号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。議案第62号、鹿追町総合スポーツセンター耐震改修機械設備工事請負契約については原案のとおり可決されました。

---

日程7 議案第63号 場内砂防工（中瓜幕川）整備工事請負契約について

○議長（埴淵賢治）

日程7、議案第63号、場内砂防工（中瓜幕川）整備工事請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第63号は場内砂防工（中瓜幕川）整備工事請負契約についてであります。下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、契約の目的は場内砂防工（中瓜幕川）整備工事であります。契約の方法は指名競争入札でありまして、指名業者は三井組・タカノ経常建設共同企業体、北日本・健勝経常建設共同企業体、株式会社ネクサス、萩原建設工業株式会社、宮坂建設工業株式会社、川田工業株式会社、栗林建設株式会社、以上7社を指名いたしまして、去る6月14日に入札しました結果、入札金額を8,424万円といたします北日本・健勝経常建設共同企業体、代表者、鹿追町元町2丁目22番地、北日本建設興業株式会社、代表取締役、常世彰氏が最低入札者となりましたので現在、仮契約を締結中であります。なお落札率は96.9パーセントであります。以上、場内砂防工（中瓜幕川）整備工事請負契約につい

てご説明を申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第63号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。議案第63号、場内砂防工（中瓜幕川）整備工事請負契約については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程8 議案第64号 財産の取得について

○議長（埴淵賢治）

日程8、議案第64号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第64号は財産の取得についてであります。下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。取得財産は鹿迫・瓜幕中学校タブレットパソコン一式であります。契約の方法は随意契約でありまして業者名は東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス営業推進本部であります。以上の1社によりまして6月14日に見積り書を徴した結果、見積もり金額を3,520万8千円といたします札幌市中央区大通西14丁目7番地、東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス営業推進本部、北海道法人営業部長、酒井浩一氏と現在、仮契約を締結中であります。なお落札率は95パーセントであります。以上、財産の取得についてご説明を申し上げます。

した。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第64号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。議案第64号、財産の取得については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程9 閉会中の継続調査申し出について

○議長（埴淵賢治）

日程9、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配布の申出書のとおり閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。ただいまの申し出のとおり閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。ここで町長から発言を求められておりますのでこれを許します。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

28年第2回目の鹿追町議会定例会終了にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月7日から本日まで11日間に亘りまして、本議会におきましては各種条例の改正、補正予算、一般質問等々、非常に重要な案件が山積をしておりましたけれども、本日これらすべてを可決をいただきましたことについて心からお礼を申し上げる次第であります。補正予算等々では本町における基幹産業の農業、とりわけ酪農におけるクラスター事業、冬期舎飼いの建設費を含め非常に大きな予算の補正になったわけであります。また国が進めている地方創生の関係の加速化交付金、あるいは懸案であるこども園基本設計費等々もございました。またかつてからの課題であった山田温泉の改修事業等々についても今後の関係機関との詰めはございますけれども、本町としての取り組むべき方向性について決定をいただきましたことについても心からお礼を申し上げる次第であります。また一般質問では防犯対策、あるいは観光振興ということでの貴重な質問もいただきました。これら含めて今回は非常に中身の大きな、重たい問題等々が山積をしておいた議会だったというふうに思っておりますけれども、私どもは職員一丸となってこれらをしっかりと事業化、執行をさせていただきたいというふうに考えているところであります。もう一つ申し上げますけれども、特に私は今回、旧山田温泉の関係につきまして鹿追町が方向性を見出すことができたということについては大変うれしく思っているところであります。2014年の12月、10月に福原氏の方から町に対して譲渡の申し出があったわけではありますが、これまでいろんな協議を重ねながらその方向性について検討してきたわけではありますが、どれもいずれにしても観光は本町の大きな基幹の柱として進めている事業でありますし、また国立公園という非常に厳しい規制のある地域での事業の続行というのは極めて私は意味深いものというふうに考えております。こうした地域での再生ということについては様々な私は意見があるんだろうというふうに思っておりますけれども、やはり自然というのはしっかりと守りつつ人間がこれを享受をしていくという人の幸せ、そして環境の保護ということも調和を持ちながら進めていくことが重要というふうに考えておりますのでこれらについても今回議会で、そうしたことについてその意義を認めていただきましたことについても心からお礼を申し上げて閉会のご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで、会議を閉じます。平成28年第2回鹿追町議会定例会を閉会いたします。

散会 10時48分